



## 序章 外国人雇用の現状

- 1 日本経済のグローバル化
- 2 日本における外国人雇用
- 3 業種別の外国人雇用—傾向と対策

## 第1章 入管業務の必要知識

- 1 入管法—外国人雇用への「扉」
- 2 パスポート—知っているようで知らない
- 3 ビザ(査証)—日本人にはなじみが薄い
- 4 在留資格—外国人雇用の「鍵」
- 5 出入国在留管理局—在留手続の主な窓口
- 6 上陸手続—外国人が日本にやってくるには
- 7 在留手続
- 8 在留期間の更新—申請を怠ることはしない
- 9 在留資格の変更—新卒採用や異動時に速やかかつ慎重に行う
- 10 再入国許可申請—手続は大幅に簡素化
- 11 就労資格証明—中途採用時には取得がお勧め
- 12 資格外活動許可—在留資格外のアルバイトなど
- 13 在留資格の取得—子供が生まれたら
- 14 在留カード手続—外国人従業員の入国後に行う
- 15 住民登録—外国人も住民基本台帳制度の適用対象
- 16 永住権と帰化—日本での生活基盤を確立する
- 17 高度人材ポイント制—高度な知識・技術等を有する外国人の受入促進
- 18 入管法違反—入管法違反のリスクと罰則

## 第2章 在留資格

- 1 外国人雇用における在留資格手続のポイント
- 2 不許可となる例
- 3 会社の規模等によって異なる手続時の必要書類
- 4 「技術・人文知識・国際業務」
- 5 「技能」
- 6 「企業内転勤」
- 7 「経営・管理」
- 8 「高度専門職」
- 9 「家族滞在」
- 10 「特定活動」
- 11 「短期滞在」
- 12 「介護」

## 第3章 研修・技能実習制度

- 1 研修・技能実習制度の目的と仕組み
- 2 中小企業としての技能実習生の受入方法
- 3 「研修」の必要書類
- 4 「技能実習」の必要書類
- 5 「技能実習1号」から「2号」「3号」への変更の際の必要書類
- 6 技能実習計画の認定の欠格事由
- 7 技能実習生の保護と禁止行為
- 8 外国人建設就労者受入事業

## 第4章 特定技能

- 1 特定技能1号
- 2 特定技能2号
- 3 特定産業分野
- 4 特定技能雇用契約に関する基準
- 5 特定技能所属機関に関する基準
- 6 特定技能1号外国人の支援計画

## 第5章 募集・採用

- 1 外国人従業員の受入方法
- 2 外国人従業員の採用の流れ
- 3 外国人従業員の募集方法
- 4 外国人従業員の面接
- 5 賃金の設定方法
- 6 外国人従業員の内定・採用
- 7 外国人雇用状況の届出
- 8 外国人雇用のポイント

## 第6章 人事労務

- 1 外国人従業員にかかわる労働関係法令
- 2 雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務
- 3 安全衛生管理も企業の義務
- 4 外国人従業員と就業規則
- 5 外国人従業員と評価制度
- 6 外国人従業員の退職・解雇
- 7 労働基準監督署の調査・臨検への対応
- 8 外国人従業員の人事労務・他社事例

## 第7章 労働保険・社会保険

- 1 労働保険・社会保険への加入
- 2 「労働保険」に関する業務
- 3 「社会保険」に関する業務
- 4 「年金」に関する業務

## 第8章 税務

- 1 外国人従業員に対する課税
- 2 外国人従業員の「所得税」
- 3 外国人従業員の「住民税」
- 4 外国人従業員の「国外在住家族の扶養控除」
- 5 外国人従業員の「確定申告」
- 6 各種の手当・補助に対する税務処理
- 7 「退職金」にかかわる税務処理

ケーススタディにより、  
具体的にイメージできる！

## Case Study 特定技能のケーススタディ

## Case 1 特定支援機関の登録

Q 私はいアメリカ国籍の男性です。フィリピンの人材エージェントと業務提携して、日本で特定技能外国人の紹介業務を始めたいと思います。会社は2か月前に設立したばかりで、現在は人材紹介業の登録も行っていません。このような状況ですが、特定支援機関として登録することは可能でしょうか。

A 設立したばかりの会社であっても、登録拒否事由に該当せず、要件を満たしていれば登録支援機関としての登録は可能です。詳しい内容は、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」に記載されていますので確認してください。  
なかでも新設会社の場合は、中長期滞在者の適正な受入実績が問題となる場合があります。

## 入管法施行規則第19条の21(概要)

- 登録支援機関になろうとする者は、次のいずれかに該当しなければなりません。
- ① 過去2年間に中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者
  - ② 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験のある者
  - ③ 選任された支援責任者及び支援担当者で、過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事し一定の経験を有する者であること
  - ④ ①ないし③に該当する者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるもの

①～④のいずれかに該当すればよいのですが、該当しない場合には条件を満たす人材を採用するなどして対応する必要があります。出入国在留管理庁で行われる登録支援機関の登録にあたっては、この実績について個別に審査が行われ、必要であれば具体的な証拠書類の提出などが求められています。具体的に何人か何件といった基準は設けられていませんが、客観的に見て適切な管理経験があると認められなければなりません。

## 第4章 特定技能

また、登録支援機関の登録を受けるためには、この他にも多数の要件がありますので、ビジネスを始める前に入念な下調べが必要となります。

## Case 2 「特定技能」から「技術・人文知識・国際業務」への変更

Q 人材紹介業を営んでおりますが、この度、新しくできた「特定技能」の制度を活用して、新たな人材紹介を始めたいと考えています。日本の大学等に留学している外国人留学生在留資格「特定技能」で企業に紹介し、最初の3～4年は現場作業に従事してもらい、その後「技術・人文知識・国際業務」へと変更して海外業務担当者として勤務してもらおうつもりです。特定技能1号では5年間の滞在が可能と聞いていますが、途中で「技術・人文知識・国際業務」などに変更することは可能でしょうか？

A その外国人が「特定技能」と「技術・人文知識・国際業務」の両方の在留資格の基準を満たしているのであれば、原則として可能です。従来から製造業や飲食業などを中心に、外国人留学生在留資格を新卒で採用した際に、日本人社員と同様に現場研修に従事するが、単純労働が含まれるため、外国人従業員だけは日本人と同様の現場研修が受けられないといったケースが見られました。特に製造業や宿泊業などでは現場での実績を数年積んでから管理職になることも珍しくなく、外国人雇用企業にとって課題の一つでした。しかし、「特定技能」の在留資格が創設されたことにより、「特定技能」で採用し現業系職種を経験してもらい、その後は「技術・人文知識・国際業務」へと変更して事務職や管理職へと変更することも要件を満たせば可能となっています。

類似するケースとして「技能実習」で来日していた人物を「技術・人文知識・国際業務」で採用するケースも考えられます。この場合、「技能実習」の制度の趣旨としては日本で学んだ技術を海外の現地で活用して頂くことが原則となっており、技能実習修了後にすぐに日本で就職する場合には制度の趣旨と反することとなり、申請が不許可となるケースも見受けられます。

しかし、特定技能の場合には「生産性向上や国内人材確保のための取組を行って、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組み」とされて

詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!

キリトリ線

## 申込書 (第一法規刊)

## すぐに使える! 事例でわかる! 外国人実習・雇用実戦ガイド 第2版

●定価4,070円(本体3,700円) [コード068049]

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について  
一回あたりのご購入金額  
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税  
3万円以下の場合、400円+税  
10万円以下の場合、600円+税

\*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者  
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い  
ただけません。

年 月 日

〒 〇〇〇〇  
ご住所

機関名

部署名

□公用  
□私用

フリガナ  
ご氏名

TEL

様

E-mail

@

お客様の個人情報の  
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての協会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、  
このままFAXで下記宛お送りく  
ださい。

## ■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印